

(様式 1-3①)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（檜葉町交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	1	事業名	町道北田・大谷線地盤調査事業
事業番号	D-3-1	事業実施主体	檜葉町
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	4, 000 (千円)
事業概要			
地盤の滑動や崩落による被害を受けた町道北田・大谷線の滑動崩落防止のための緊急対策のうち、該当地域の地盤調査を行う。同町道は平成 10～11 年に盛土造成した沿線の中満住宅団地と同時期に整備したもの。 ☐ 保全対象公共施設：町道北田・大谷線 ☐ 幅員：14.7m ☐ 調査範囲：約 600m ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 【復興ビジョン】：3.3 主要施策Ⅱ.2 インフラ復旧等による生活基盤の回復 【復興計画（案）】第 2 章 2-2 (1)① （道路網の復旧） 町民の帰町に先立ち、本格的な復旧工事を進めていきます。これにより、町民の日常生活を支えるとともに、万が一の災害時における避難路としての役割を持つ道路網をしっかりと確保します。			
東日本大震災の被害との関係			
東日本大震災により、これまで安定していた盛土造成宅地が地盤の滑動や崩落し、隣接する町道にも被害が発生した。			
関連する災害復旧事業の概要			
警戒区域内のため災害復旧（査定）に着手できない状況にある。			

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3①)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（檜葉町交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	2	事業名	集団移転促進事業計画策定事業	
事業番号	D-23-1		事業実施主体	檜葉町
交付期間	平成 24 年度		総交付対象事業費	15,000 (千円)
事業概要				
津波の被害を受けた移転促進区域内の集落を安全な地域への移転を図る「防災集団移転促進事業」の実施にあたり、関係被災者との合意形成、区域設定の検討、住宅団地の整備計画や移転促進区域内の土地買い取り等の検討など事業計画の策定を行う。 □移転対象地域：波倉地区、下井田地区、北田、前原地区、山田浜地区の 5 地区（125 戸） □移転対象面積：209ha ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 【復興ビジョン】：3.3 主要施策 V.2 災害に強いまちづくり 【復興計画（案）】第 2 章 5-2 (2)⑤ （津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施） 各地区・集落毎に地区別の再生方針について意見交換し、防災集団移転促進事業を活用した移転等を進めます。				
東日本大震災の被害との関係				
推定で 10.5m の高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k m²が浸水し、多くの死者と沿岸の住宅に壊滅的な被害が発生した。 津波による流出・損壊戸数：125 戸（航空写真による）				
関連する災害復旧事業の概要				
警戒区域内のため災害復旧（査定）に着手できない状況にある。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3①)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（檜葉町交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	3	事業名	災害公営住宅整備事業	
事業番号	D-4-1		事業実施主体	檜葉町
交付期間	平成 24 年度～平成 25 年度		総交付対象事業費	553,000 (千円)
事業概要				
住居が全壊・半壊し、個人で住宅を再建することが困難な被災者の生活再建を支援する観点から、実施設計、用地取得・造成、建設工事などを含んだ災害公営住宅整備事業を行う。 □事業規模：1 箇所 30 戸（低層型） □延べ床面積：1,800㎡ ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 【復興ビジョン】：3.3 主要施策 I.3 円滑な帰町に向けた支援 【復興計画（案）】第 2 章 1-3 (2)④ （災害公営住宅の提供） 帰町を希望される町民のうち、地震・津波による家屋被害があり、経済的に自宅再建が困難な世帯などに災害公営住宅に入居できるようにする。				
東日本大震災の被害との関係				
推定で 10.5m の高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k㎡が浸水し、沿岸域各地区で計 125 戸（航空写真により）の住宅に壊滅的な被害が発生した。 本町は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、告示されている。				
関連する災害復旧事業の概要				
警戒区域内のため災害復旧（査定）に着手できない状況にある。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3①)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（檜葉町交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	集会所耐震改修工事実施設計
事業番号	◆D-23-1-1	事業実施主体	檜葉町
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	9, 400 (千円)
事業概要			
地区集会所はいわゆる「自治会活動」の拠点でもあり、その地域に住む人々が、お互い助け合う住みよいまちをつくっていくため、自主的に活動している最も身近な住民組織活動の拠点です。 地震等の災害時に活動拠点及び避難拠点となる地区集会所の耐震改修する事業のうち、実施設計の策定を行う。なお、4 棟とも昭和 56 年 6 月の建築基準法改正以前に着工したものです。 □事業規模：集会所 4 棟（才連・下井出・上井出・繁岡地区集会所） □構造：鉄筋コンクリート構造 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 【復興ビジョン】：3.3 主要施策 II.2 インフラ復旧等による生活基盤の回復 【復興計画（案）】第 2 章 2-2 (3)① （公共施設の防災拠点機能整備） 地区集会所などの公共・公益施設については、自然災害・原子力災害をはじめとする災害時の活動拠点並びに避難拠点として重要であることから、次のような検討を行い、必要に応じた取組を進めます。 ・耐震性の確認（耐震診断、耐震補強）			
東日本大震災の被害との関係			
檜葉町で震度 6 強を記録した東日本大震災により、家屋が倒壊・損傷の壊滅的な被害が多数発生した。			
関連する災害復旧事業の概要			
警戒区域内のため災害復旧（査定）に着手できない状況にある。			

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-23-1
事業名	集団移転促進事業計画策定事業
直接交付先	檜葉町
基幹事業との関連性	
震災により甚大な被害を受けた波倉地区、下井手地区、北田地区では、沿岸地域の復興に向け防災集団移転促進事業を実施することとしている。 しかし、今後も大規模な余震及びそれに伴う津波が発生することが想定される中、引き続き、波倉地区、下井手地区、北田地区及びその移転先で生活する市民の不安を取り除くためには、災害発生時に住民がすぐに避難できる場所を近隣に整備することが必要不可欠である。 このことから、波倉地区、下井手地区、北田地区又はそれらの防災集団移転の移転先から約 0.5 km から 2 km の距離にあり、海拔の高い位置に立地する、繁岡・才連・上井出・下井出集会所の耐震化の実施設計の策定を基幹事業と一体的に行うものである。	

(様式 1-3①)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（檜葉町交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	6	事業名	復興町づくり計画策定事業	
事業番号	D-20-1		事業実施主体	檜葉町
交付期間	平成 24 年度		総交付対象事業費	30,000 (千円)
事業概要				
津波被害の大きかった波倉、下井出、北田、前原、山田浜地区の復興を果たすため、平成 24 年 1 月に策定された「檜葉町復興ビジョン」により平成 24 年 4 月末までに復興計画策定予定ですが、その中で当該地区を「津波防災地域づくり推進計画区域」と位置づけ、避難道路及び避難施設の整備、津波ハザードマップ等津波防災計画の見直しなど、当該地区の復興に必要な調査事業（現況調査）、復興まちづくり計画策定を行う。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 【復興ビジョン】：3.3 主要施策 IV.1 檜葉新生プロジェクトの推進体制整備 V さらなる安全・防災を目指す 【復興計画（案）】第 2 章 5-1(1) 防災に関する各種計画の見直し 5-2 災害に強いまちづくり 津波避難計画など防災に関する各種計画の見直し、避難路・防災拠点等の体系的整備、津波被災地区の再生・津波に強い地区づくりに取り組みます。 第 3 章 復興の進め方 新しい檜葉町を目指す復興計画に掲げる施策をよりの確・効果的に推進するため以下の内容を含んだ「まちづくり計画」を策定し、各施策を推進する。 1. 土地利用の方針 2. 復興への取組を支える仕組み				
東日本大震災の被害との関係				
推定で 10.5m の高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k m²が浸水し、多くの死者と沿岸の住宅に被害が発生した。				
関連する災害復旧事業の概要				
警戒区域内のため災害復旧（査定）に着手できない状況にある。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	